第4節 自衛隊の災害派遣

町長は、住民の生命又は財産を保護するため、必要と認めた場合、知事に対し、自 衛隊の災害派遣を要求する。

第1 災害派遣要請基準

- 1 人命救助のための応援を必要とするとき
- 2 水害等の災害が発生し、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とする とき
- 3 本町域で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- 4 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- 5 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- 6 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

第2 災害派遣要請手続

- 1 派遣要請の依頼は、町長が知事に行う。
- 2 通信の途絶等により、知事への要請の依頼ができない場合は、町長は直接自衛隊に対し災害状況の「通知」をすることができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は、自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

町長は、通知した旨を知事へ報告する。

- 3 前項の場合における依頼の判断は、泉大津警察署、本町消防本部等の関係機関 と協議のうえ、迅速に行う。
- 4 派遣要請の依頼は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。 ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、前記各記載事 項を口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。
- (1)災害の情況及び派遣を要請する事由
- (2)派遣を希望する期間
- (3)派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第3 派遣部隊の受入体制

派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

1 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により泉大津警察署に対し、派遣部隊の誘導について依頼する。

2 受入体制

- (1) 本町は、派遣部隊の指揮官と調整にあたる。
- (2) 受入体制の確立 派遣部隊の集結場所等を確保する。
- (3)作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

(4) ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。

3 自衛隊の活動内容

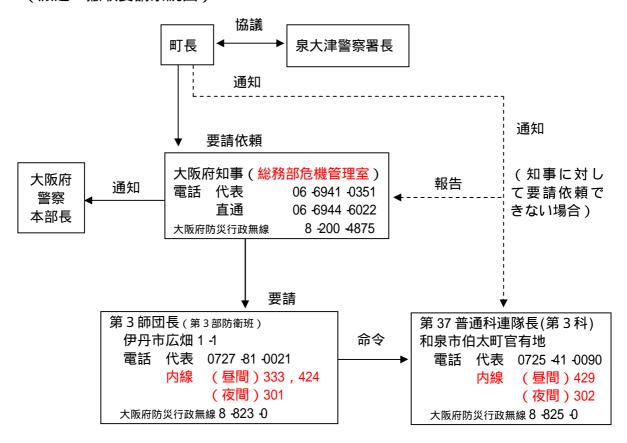
自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

- (1)被害状況の把握
- (2)避難の援助
- (3)避難者等の捜索救助
- (4)水防活動
- (5)消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7)応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9)炊飯及び給水
- (10)物資の無償貸付又は譲与
- (11)危険物の保安及び除去
- (12) その他

第4 派遣部隊の撤収要請

町長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話等により知事に対し撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

(派遣・撤収要請系統図)



知事への依頼書様式

文 書 番 号 年 月 日

大阪府知事 様

忠岡町長 印

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1.災害の情況及び派遣を要請する事由
- 2. 派遣を希望する期間
- 3. 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4. その他参考となるべき事項

文 書 番 号 年 月 日

大阪府知事 様

忠岡町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、 下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

- 1.撤収要請日時
- 2.派遣された部隊
- 3.派遣人員及び従事作業の内容
- 4. その他参考となるべき事項